

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

厚生年金関係 15 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和52年6月23日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月1日から同年6月23日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和52年6月29日）より後の昭和52年8月17日付けで遡って同年1月1日と記録され、また、当該処理は申立人を含む14人の従業員に対しても行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の離職日は昭和52年6月22日と記録されており、元同僚等の供述からも、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の元事業主は、同社は昭和51年11月頃から通常の営業活動がストップし銀行取引は停止され、また、社会保険料の滞納があったはずで社会保険事務所（当時）に呼び出されて代表者印を押した記憶がある旨供述している。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本の役員欄に申立人の氏名は確認できず、申立人は当時、現場で働くテレビ番組制作の照明スタッフであり、同僚の供述からも社会保険手続事務には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡って申立人に係る資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、雇用保険の離職日の翌日である昭和

52年6月23日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年12月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成11年10月から12年3月までは38万円、同年4月から同年7月までは50万円、同年8月及び同年9月は59万円、同年10月から13年6月までは62万円、同年7月から14年10月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から14年11月30日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低く改ざんされたと思われるため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成11年10月から12年3月までは38万円、同年4月から同年7月までは50万円、同年8月及び同年9月は59万円、同年10月から13年6月までは62万円、同年7月から14年10月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月30日（以下「全喪日」という。）より後の15年1月10日付けで、11年10月に遡及して減額訂正された結果、同年10月から12年9月までは9万2,000円、同年10月から14年10月までは9万8,000円になっていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社において申立人のほかに11人の標準報酬月額が、申立人と同様に全喪日の後に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社から提出された滞納処分票及び債権差押調書（謄本）の写しにより、同社では申立期間当時に社会保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は平成14年9月18日付けで同社の取締役就任していることが確認できるところ、同社の代表取締役、元取締役及び複数の元従業員は、申立人は営業として勤務しており、社会保険手続には関与していなかったと回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関

与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成15年1月10日付けで行われた上記減額訂正処理は事実に即したものと考えるべく、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、11年10月から12年3月までは38万円、同年4月から同年7月までは50万円、同年8月及び同年9月は59万円、同年10月から13年6月までは62万円、同年7月から14年10月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月21日から13年7月20日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低いため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、62万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成14年11月30日（以下「全喪日」という。）より後の15年1月10日付けで、12年10月に遡及して減額訂正された結果、9万8,000円になっていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社において申立人のほかに11人の標準報酬月額が、申立人と同様に全喪日の後に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社から提出された滞納処分票及び債権差押調書（謄本）の写しにより、同社では申立期間当時に社会保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は平成13年2月6日付けで同社の取締役就任し、同年8月15日付けで取締役を辞任していることが確認できるところ、同社の代表取締役、元取締役及び複数の元従業員は、申立人はシステム部の責任者として勤務しており、社会保険手続には関与していなかったと回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成15年1月10日付けで行われた上記減額訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 7 万 4,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 9 日

A 社に勤務していた期間のうち、育児休業中であった申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 16 年分の個人別賞与支給入力により、申立人は、同年 4 月 9 日に同社から賞与の支払を受けたことが認められる。また、オンライン記録によると、同社は、15 年 11 月 19 日から 16 年 5 月 31 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

また、A 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届等の写しにより、事業主は、申立てに係る賞与支払届等を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 24 年 5 月に提出したことが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届等の届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記個人別賞

与支給入力及び賞与支払届等において確認できる賞与額から、7万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（事業所記号番号：B）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月から同年9月までは26万円、同年10月から5年3月までは32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から5年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間もシステムエンジニアとして勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付けで、当初記録されていた4年10月の随時改定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付け又は同年3月19日付けで、当初記録されていた4年8月の随時改定又は同年10月の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されている者が、申立人以外に同社の事業主を含め35人いることが確認できる。

さらに、平成4年7月31日以降にA社（B）において被保険者資格の喪失が確認できる複数の従業員は、申立期間当時の同社の経営状況について悪かったとしている上、給料の遅配や未払もあった旨回答していることを踏まえると、当時、同社には保険料の滞納があったことがうかがえる。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、上記処理日（平成5年3月18日）において申立人が同社の取締役であったことは確認できず、同社の複数の従業員は、

申立人はシステムエンジニアであった旨回答している。

一方、当初のオンライン記録によると、A社（B）は平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その翌日の同年4月1日に再度、適用事業所（事業所記号番号：C）となっている。しかしながら、その前後の同社の代表者及び所在地は同一であり、申立人を含む4年7月31日に被保険者資格を喪失した従業員のほぼ全員が5年4月1日に同社において資格取得している。さらに、同社に係る商業・法人登記簿謄本においても、当時、解散等の形跡は無いこと及び日本年金機構D事務センターの回答を踏まえると、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと判断されることから、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成4年7月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理及び5年3月31日にA社（B）が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、同社（C）が再度適用事業所となり、申立人が同社において被保険者資格を取得した同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B）における平成4年6月のオンライン記録及び上記取消し前の同年10月の定時決定の記録から、同年7月から同年9月までは26万円、同年10月から5年3月までは32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（事業所記号番号：B）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月31日から5年4月1日まで
② 平成6年4月28日から同年7月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間もシステムエンジニアとして勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人は継続してA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付けで、当初記録されていた4年10月の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付け又は同年3月19日付けで、当初記録されていた4年8月の随時改定又は同年10月の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されている者が、申立人以外に同社の事業主を含め35人いることが確認できる。

さらに、平成4年7月31日以降にA社（B）において被保険者資格の喪失が確認できる複数の従業員は、当該期間当時の同社の経営状況について悪かったとしている上、給料の遅配や未払もあった旨回答していることを踏まえると、当時、同社には保険料の滞納があったことがうかがえる。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、上記処理日（平成5年3月18日）において申立人が同社の取締役であったことは確認できず、同社の複数の従

業員は、申立人はシステム業務担当であった旨回答している。

一方、当初のオンライン記録によると、A社（B）は平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その翌日の同年4月1日に再度、適用事業所（事業所記号番号：C）となっている。しかしながら、その前後の同社の代表者及び所在地は同一であり、申立人を含む4年7月31日に被保険者資格を喪失した従業員のほぼ全員が5年4月1日に同社において資格取得している。さらに、同社に係る商業・法人登記簿謄本においても、当時、解散等の形跡は無いこと及び日本年金機構D事務センターの回答を踏まえると、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと判断されることから、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成4年7月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理及び5年3月31日にA社（B）が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、同社（C）が再度適用事業所となり、申立人が同社において被保険者資格を取得した同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B）における平成4年7月の随時改定の記録及び上記取消し前の同年10月の定時決定の記録から、32万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録及び複数の同僚の回答から、申立人は継続してA社（C）に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、A社（C）は、平成6年4月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明であり、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、同僚10人及び平成6年4月28日付けで被保険者資格の喪失が確認できる従業員のうち所在が判明した8人の計18人に当該期間当時の給与明細書等の保有について照会したが、当該期間に勤務していたと回答した二人は、「給与明細書を保有していない。」としている。さらに、当該二人のうちの一人は、オンライン記録により、同年4月から国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるところ、「当時、会社の業績が悪く、国民年金に加入するよう会社から説明を受け、保険料を納付した記憶がある。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（事業所記号番号：B）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月から同年9月までは38万円、同年10月から5年3月までは41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から5年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間もシステムエンジニアとして勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付けで、当初記録されていた4年10月の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付け又は同年3月19日付けで、当初記録されていた4年8月の随時改定又は同年10月の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されている者が、申立人以外に同社の事業主を含め35人いることが確認できる。

さらに、平成4年7月31日以降にA社（B）において被保険者資格の喪失が確認できる複数の従業員は、申立期間当時の同社の経営状況について悪かったとしている上、給料の遅配や未払もあった旨回答していることを踏まえると、当時、同社には保険料の滞納があったことがうかがえる。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、上記処理日（平成5年3月18日）において申立人が同社の取締役であったことは確認できず、同社の複数の従業員は、

申立人はシステムエンジニアであった旨回答している。

一方、当初のオンライン記録によると、A社（B）は平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その翌日の同年4月1日に再度、適用事業所（事業所記号番号：C）となっている。しかしながら、その前後の同社の代表者及び所在地は同一であり、申立人を含む4年7月31日に被保険者資格を喪失した従業員のほぼ全員が5年4月1日に同社において資格取得している。さらに、同社に係る商業・法人登記簿謄本においても、当時、解散等の形跡は無いこと及び日本年金機構D事務センターの回答を踏まえると、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと判断されることから、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成4年7月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理及び5年3月31日にA社（B）が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、同社（C）が再度適用事業所となり、申立人が同社において被保険者資格を取得した同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B）における平成4年6月のオンライン記録及び上記取消し前の同年10月の定時決定の記録から、同年7月から同年9月までは38万円、同年10月から5年3月までは41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（事業所記号番号：B）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、平成5年4月から同年9月までは24万円、同年10月から6年3月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月31日から5年4月1日まで
② 平成5年4月1日から6年4月28日まで

A社で、社長秘書兼現金出納担当として勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人は継続してA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付けで、当初記録されていた4年10月の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社(B)における資格喪失日について、平成5年3月18日付け又は同年3月19日付けで、当初記録されていた4年8月の随時改定又は同年10月の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されている者が、申立人以外に同社の事業主を含め35人いることが確認できる。

さらに、平成4年7月31日以降にA社（B）において被保険者資格の喪失が確認

できる複数の従業員は、当該期間当時の同社の経営状況について悪かったとしている上、給料の遅配や未払もあった旨回答していることを踏まえると、当時、当社には保険料の滞納があったことがうかがえる。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、上記処理日（平成5年3月18日）において申立人が同社の取締役であったことは確認できず、同社の従業員は、「申立人は社会保険担当であったが、全て社長の指示で行っていた。」とし、別の同僚は、「社会保険届出事務の権限は社長にあった。」と回答している。

一方、当初のオンライン記録によると、A社（B）は平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その翌日の同年4月1日に再度、適用事業所（事業所記号番号：C）となっている。しかしながら、その前後の同社の代表者及び所在地は同一であり、申立人を含む4年7月31日に被保険者資格を喪失した従業員のほぼ全員が5年4月1日に当社において資格取得している。さらに、当社に係る商業・法人登記簿謄本においても、当時、解散等の形跡は無いこと及び日本年金機構D事務センターの回答を踏まえると、当社は適用事業所としての要件を満たしていたと判断されることから、社会保険事務所において当該適用事業所でなくなったとする旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成4年7月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理及び5年3月31日にA社（B）が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当社における資格喪失日を、当社（C）が再度適用事業所となり、申立人が当社において被保険者資格を取得した同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B）における平成4年6月のオンライン記録及び上記取消し前の同年10月の定時決定の記録から、26万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社（C）における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年4月から同年9月までは24万円、同年10月から6年3月までは26万円と記録されていたところ、当社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年4月28日）の後の同年6月8日付けで、5年10月の定時決定が取り消され、同年4月に遡って15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社（C）において被保険者資格を取得したことが確認できる24人の標準報酬月額についても、申立人と同様に、平成6年6月8日付けで、遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、上記訂正処理日（平成6年6月8日）において、申立人が取締役であったことは確認できない上、前述のとおり、複数の者が、申立人は社会保険の届出事務に係る権限が無かった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る標準報酬月

額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年4月から同年9月までは24万円、同年10月から6年3月までは26万円に訂正することが必要である。

東京厚生年金 事案 23702 (事案 13873 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月1日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、提出した給料明細により、年金記録の訂正が必要である旨の通知が行われ、標準報酬月額については、給料明細の報酬月額に見合う額として9万8,000円とされた。しかし、昭和56年3月は厚生年金保険被保険者資格の取得月であり、報酬額は1か月に満たないものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は16万円なので、再度調査して、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社における資格取得日を昭和56年3月1日に訂正し、標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要であるとして、既に平成23年1月13日付けで年金記録に係る苦情のあっせん通知が行われている。

しかしながら、昭和56年3月の報酬額は1か月に満たない額となっており、上記あっせんの結果、当該月の標準報酬月額は9万8,000円とされているが、申立人から提出のあった当該月の給料明細によると、申立人は、1か月の勤務期間に見合う標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保

険料を納付したか否かについては不明と回答しており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社の総務担当課長及び複数の従業員の回答により、申立人は申立期間も同社に勤務していたことが確認できる。

また、上記総務担当課長は、「社会保険料は当月控除であり、申立人については、昭和62年11月の厚生年金保険料を控除したと思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和62年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和50年3月13日、資格喪失日が51年3月16日とされ、当該期間のうち、50年3月13日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格取得日を同年3月13日とし、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月13日から同年4月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社から提出された退職証明書により、申立人は同社B支店に継続して勤務（昭和50年3月13日に同社C支店から同社B支店に異動）していたことが確認できる。

また、A社は、「保険料控除を確認できる資料は無いが、昭和50年3月の厚生年金保険料は控除したと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 50 年 4月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年4月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月13日から同年5月13日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和46年4月13日に入社したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録及び事業主の回答により、申立人がA社に昭和46年4月13日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社は、「申立人は、人事記録によると、正社員として入社しており、正社員は入社と同時に全員が厚生年金保険に加入し、保険料も控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年9月は9万2,000円、同年10月は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年9月30日から同年11月1日まで
② 昭和53年10月20日から同年12月1日まで

A社から同社の関連会社であるC社に異動した申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、D社から同社の関連会社であるE社に転籍した申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間①及び②とも1日の欠勤も無く継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された当該期間に係る給与支給明細書により、申立人は、当該期間を含めて昭和50年11月1日から53年2月25日までA社及びその子会社であるC社に継続して勤務し（昭和51年11月1日にA社からC社に転籍）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、昭和51年9月は9万2,000円、同年10月は10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らか

でないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、それ以前の昭和 53 年 8 月 30 日から当該期間も含めてD社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録から、申立人のD社における離職日は、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日と同じ昭和 53 年 10 月 20 日であることが確認でき、また、申立人が同社の後に勤務したとするE社において雇用保険の被保険者資格を取得したのは55年1月15日とされていることから、申立人は、申立期間②において雇用保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、D社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人が同社において昭和 53 年 10 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失するとともに、申立人の健康保険証が返還されたことが記載されている。

なお、申立人は、申立期間②における給与明細書や源泉徴収票を所持していないものの、昭和 53 年 9 月分から 54 年 12 月分までにD社及びE社から支給された給与額、賞与額及び残業代を自ら記載したとするメモを保有しているが、当該メモからは、申立人の申立期間②における保険料控除を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成20年1月から同年7月までを24万円、同年8月を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成21年9月1日から22年3月1日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、当該期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和58年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年1月16日から22年3月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間当時の給与支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 20 年 1 月 16 日から 21 年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 9 月 1 日から 22 年 3 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間のうち、平成 20 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、同年 1 月から同年 7 月までは 24 万円、同年 8 月は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社の業績が悪く、保険料の会社負担を減らすため、申立人を含む従業員の報酬月額を社会保険事務所（当時）に低く届け出たとしていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 9 月から 21 年 8 月までの標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高いものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成 21 年 9 月から 22 年 2 月までの標準報酬月額について、オンライン記録によると、当初、26 万円と記録されていたが、保険料徴収権が時効により消滅した後の 24 年 4 月 24 日付けで 38 万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正後の 38 万円ではなく、当初記録されていた 26 万円とされている。

しかしながら、上記給与支払明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 21 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 38 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における平成 21 年 9 月から 22 年 2 月までの標準報酬月額を 38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和40年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月16日から同年5月16日まで

C社(現在は、A社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録及び申立人が提出した感謝状から、申立人はC社に継続して勤務し(昭和40年4月16日に同社D工場からA社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年3月まで

私は、昭和60年4月27日に、同年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料を前納し、同年9月12日に出国したが、申立期間の保険料の還付請求を行っておらず、還付を受けたこともないのに、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年度の国民年金保険料（付加保険料を含む）を60年4月27日に前納していることが、申立人の所持する当該年度の「国民年金印紙代金（国民年金保険料）納入通知書兼領収証書」で確認できる。

また、申立人は、海外転出に伴い昭和60年9月7日に被保険者資格の喪失手続きを行い、同年同月12日に出国していることがオンライン記録及び出帰国記録で確認でき、申立期間は海外在住期間のため、制度上、国民年金の被保険者となれない期間であり、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

一方、申立人は、申立期間の保険料について還付請求を行っておらず、還付を受けたこともないと主張しているが、オンライン記録では、前納された保険料のうち、出国後の還付対象期間、還付金額、申立人氏名、還付決議日及び送金（支払）通知書作成年月日が記録されているほか、オンライン記録では空欄となっている「金融機関名」についても日本年金機構に照会した結果、現存金融機関の統廃合前の金融機関コードがあることが判明し、当該金融機関コードからその金融機関は、申立人が出国前に居住していた市にあり、かつ、申立人の両親も当該市に居住しているほか、申立人の母親は、当時から当該金融機関を利用していたとしていることから、申立期間当時、還付の請求がなされ、還付処理が行われていたことが推認される上、

ほかに申立人に対する保険料の還付の事実を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年2月まで

私は、両親に勧められて昭和49年7月に私の母と一緒に国民年金に加入し、私の父が二年分の国民年金保険料を遡って納付してくれた。それ以降は母が二人分の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親に勧められ昭和49年7月に申立人の母親と一緒に国民年金に加入し、申立人の父親に二年分の国民年金保険料を遡って納付してもらったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、56年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと考えられ、申立内容と符合しない上、当該払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間を含む昭和45年12月から52年3月までの期間に係る上記手帳記号番号払出簿には、申立人の氏名は見当たらないなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明であるほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人の申立期間③における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

さらに、申立期間④について、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
② 昭和 54 年 11 月 1 日から 56 年 1 月 21 日まで
③ 昭和 63 年 2 月 1 日から平成 3 年 11 月 30 日まで
④ 平成 3 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が減額された記録となっている。当時は、給与が上がっている時期でもあり、標準報酬月額が下がることは無いはずなので、記録を訂正してほしい。

また、B社において同社の社長として勤務していた期間及びC社（旧社名は、D社。現在は、E社）に正社員として勤務していた期間のうち、申立期間②及び③の標準報酬月額が受けていた報酬額に見合う標準報酬月額より低く記録されているので訂正してほしい。また、C社には、平成 3 年 11 月末まで勤務していたにもかかわらず、同社における被保険者期間が同年 10 月までとなっているので、申立期間④を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に、昭和 43 年 10 月の定時決定により標準報酬月額が減額となっている 6 人のうち、連絡先が判明した 5 人及び申立人が氏名を挙げた同僚 6 人に照会したところ、回答のあった全員が、当該期間に給与が下がることは無かったとしており、申立人の主張するとおり、申立期間①に給与が下がるが無かったことはいかたがう。

しかし、A社は、申立人に係る資料は残っておらず、給与からの保険料控除額等に

については不明であると回答している。

一方、標準報酬月額、算定期間（5月、6月及び7月）に支払われる報酬の合計額を当該月数で除して、算出された平均額を標準報酬月額等級表に当てはめて決定されることになるが、申立期間①当時、社会保険業務に従事していたとする元従業員は、申立人の標準報酬月額が下がったこと、及び申立人以外にも同時期に標準報酬月額が減額となっている者がいることについて、算定期間に支払われる残業代の多寡により、標準報酬月額が上がる者、下がる者がいたように思うと回答している。

また、上記同僚のうちの一人は、申立人の標準報酬月額が下がった事情について、残業時間が減ったことが考えられるとしており、自身も他社に出向していた時期に残業時間が減り、標準報酬月額が下がったことがある旨供述している。

さらに、申立人及び昭和43年10月に標準報酬月額が減額となっただけの者も給与明細書などの資料を保有しておらず、申立期間①における保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、B社の元事業主（申立人）は、資料は既に破棄済みで、当該期間に係る保険料控除額については不明であると回答している。

また、申立人が、B社における社会保険事務担当者とする者は、申立期間②において同社の被保険者となっておらず、照会できないため、当該期間に係る社会保険の届出などについて確認することができない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和54年11月の随時改定により、標準報酬月額が減額された記録となっている者が申立人のほかに5人確認できる。このうち連絡先の判明した4人に照会したところ二人から回答を得たが、いずれの者も当該時期に報酬額や標準報酬月額が下がったか否かなどについては不明であると回答している。

加えて、申立人が氏名を挙げたB社の元役員に照会したが回答を得られず、申立人の報酬額及び保険料控除額等について確認することができない。

また、上記被保険者名簿を確認したところ、標準報酬月額に係る記録が遑って訂正されるなど、不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を報酬から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③について、E社は、資料は既に破棄済みで、当該期間に係る保険料控除額については不明であると回答している。

しかし、D社において、申立人と同様に、昭和63年2月に標準報酬月額が減額改

定された元従業員から提出された給料支払明細書のうち、昭和 63 年 2 月から同年 8 月までの明細書によると、減額改定前の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間において、改定前の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていたと考えられる。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

E 社に係る商業・法人登記簿謄本によると、平成 2 年 4 月 5 日付けで、申立人は昭和 59 年 8 月 31 日に代表取締役を退任し、平成元年 8 月 1 日に後任の代表取締役が就任していることが登記されており、同社では、代表取締役が不在となっている期間（昭和 59 年 9 月 1 日から平成元年 7 月 31 日まで）が存在する。しかし、元従業員で連絡先の判明した 12 人に照会したところ 9 人から回答があり、これらの者はそれぞれ、申立人は同社において社長として会社を代表する立場にあり、経理を含めた社内の統括的な業務、対外的な営業活動に従事し、申立期間③において、業務に関する指示は申立人より出ており、同社における執行権限は申立人にあったと思うなどと回答している。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間③については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

4 申立期間④について、E 社を平成 4 年 8 月に退職したとする元従業員は、同社に勤務していた期間において、申立人は代表の立場で勤務していたと思うと回答しており、当該期間において申立人が同社の業務に従事していたことはうかがえる。

一方、オンライン記録によると、E 社において、平成 3 年 11 月 30 日に被保険者資格を喪失している者は申立人のほか 3 人おり、その資格喪失は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 4 年 3 月 31 日）より後の 4 年 4 月 22 日付けで、遡及して処理されている上、そのうちの一人の標準報酬月額は、同日付けで、3 年 10 月の定時決定の記録が取り消され、28 万円から 15 万円に減額訂正されている。

また、E 社に係る商業・法人登記簿謄本において、上記資格喪失処理日（平成 4 年 4 月 22 日）時点で、同社の代表取締役として記録されている者は、同社での業務に従事していたことは無く、実質的な業務上の権限は申立人が有しており、社内の事情等については把握していない、また、社会保険の権限は有しておらず手続を行ったことは無い旨回答している。

さらに、E 社の従業員のうちの一人は、平成 3 年 3 月頃から、給与の分割払いや遅配が頻繁になり、4 年 5 月には、申立人から、国民年金及び国民健康保険に変更する

ように指示があった記憶があり、申立期間③と同様に、申立人が同社において業務に関する権限を有していたと思うと回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている実質的な代表者として、自らが資格喪失処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間④における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 2 月まで
A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同事業所において産休職員の代わりに保育士として勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所の人事を管理していたB事業所から提出された昭和49年10月28日付けの臨時的任用内申書において、任用期間が49年11月4日から50年2月9日までとなっており、さらに、50年1月28日付けの臨時的任用更新内申書において、更新の任用期間が同年2月10日から同年3月31日までと記載されていることから、申立期間の一部の勤務が確認できる。

しかし、A事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、B事業所の担当者は、当時の年金の取扱いについては、資料等が無いことから不明と述べている。

さらに、申立人は、A事業所における上司及び同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から、同事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 9 日から 42 年 10 月 1 日まで
② 昭和 45 年 10 月 12 日から 46 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 1 月 7 日から 48 年 7 月 1 日まで
④ 昭和 56 年 11 月 16 日から 57 年 7 月 1 日まで
⑤ 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで
⑥ 平成 9 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から④までの標準報酬月額及びC社（現在は、D社）に勤務した期間のうち、申立期間⑤及び⑥の標準報酬月額が減額されている。それぞれ、申立期間の直前の報酬月額と比べて、減額されることはなかったので、申立期間①から⑥までの標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①から④までを含めて勤務したA社本店又は各支店における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、申立期間①については、昭和 40 年 10 月及び同年 11 月は 3 万円、同年 12 月から 41 年 9 月までは 3 万 9,000 円、同年 10 月から 42 年 9 月までは 4 万 2,000 円、申立期間②については 7 万 2,000 円、申立期間③については 12 万 6,000 円、申立期間④については 36 万円となっているところ、申立人は、申立期間①については 4 万 5,000 円、申立期間②については 8 万円、申立期間③については 13 万 4,000 円、申立期間④については 41 万円の報酬月額であったと主張している。

しかしながら、申立人は、この主張を裏付ける給与明細書等の資料を保有していない上、B社も、「当該期間当時の給与の支給総額及び厚生年金保険料控除について、これを確認できる資料を保管していないため、当時の状況は分からない。」としていることから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認する

ことができない。

また、申立期間①から④までについて、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録によると、申立人は、申立期間①についてはA社E支店から同社本店に異動、申立期間②については同社F室から同社G支店に異動、申立期間③については同社G支店から同社H支店に異動、申立期間④については同社I支店から同社J支店に異動していることが確認できるところ、申立人と同様に、同時期に同社各支店と本店との間の異動又は各支店間の異動をしている男性従業員の標準報酬月額の変化をみると、支店と本店との間の異動をしている者の全員及び支店間の異動をしている者のうち複数の者の標準報酬月額が当該異動に伴い減額されていることが確認できることから、申立人の申立期間①、②、③及び④の各期間における標準報酬月額の減額に不自然さは認められない。

さらに、A社が加入していたB企業年金基金（当該期間当時は、A厚生年金基金）から提出された申立人に係る加入者台帳によると、申立人は、申立期間②の途中の昭和46年9月1日に同基金に加入しているところ、その後、申立期間③及び④を含み同社において資格喪失した平成5年6月1日までの標準報酬月額の推移をみると、オンライン記録と一致していることから、社会保険事務所（当時）が、申立人の申立期間②から④までに係る厚生年金保険の標準報酬月額を誤って記録したとは考えられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人が申立期間⑤及び⑥を含めて勤務したC社における当該期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、申立期間⑤については47万円、申立期間⑥のうち、平成9年10月から10年9月までは44万円、同年10月から11年9月までは50万円、同年10月から12年9月までは47万円となっているところ、申立人は、申立期間⑤については50万円、申立期間⑥については53万円の報酬月額であったと主張している。

しかしながら、申立人は、この主張を裏付ける給与明細書等の資料を保有していない上、D社も、「申立期間⑤及び⑥当時の給与の支給総額及び厚生年金保険料控除について、これを確認できる資料を保管していないため、当時の状況は分からない。」としていることから、申立人の主張する申立期間⑤及び⑥に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、C社に係るオンライン記録によると、平成7年10月の定時決定において決定されているが、申立人と同様に当該定時決定で標準報酬月額が減額されている男性従業員が10名確認できることから、申立人の標準報酬月額が当該定時決定で減額されていることに不自然さは認められない。

さらに、申立期間⑥については、C社が加入していたB健康保険組合（当該期間当時は、K健康保険組合）から提出された、申立人に係る健保マスター記録によると、

申立期間⑥を含む平成8年10月1日から同社において資格喪失した12年10月1日までの標準報酬月額、オンライン記録と一致していることから、社会保険事務所が、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険の標準報酬月額を誤って記録したとは考えられない。

加えて、L公共職業安定所から提出された申立人に係る雇用保険受給資格者証によると、申立人は、C社を退職後の平成12年10月26日に求職の申込みをしているが、当該雇用保険受給資格者証には、申立人の離職時賃金日額は1万5,677円と記録されており、この金額は同社を退職した月の直前の12年4月から同年9月までの6か月間の給与の合計額を180日で除算した額であり、当該日額から給与月額を算出すると47万310円となり、これは、申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失直前6か月間の標準報酬月額である47万円と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑤及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 1 日から 50 年 2 月 1 日まで
② 昭和 50 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 52 年 7 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、C社に勤務していた期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているところ、同社に勤務していた複数の従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①の一部において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 50 年 4 月 1 日であり、同社は、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 50 年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入していることが確認できる同社の給与計算事務担当者は、「同社が、会社組織の充実を考え、公認会計士に委託して 50 年 4 月 1 日に厚生年金保険等の社会保険に加入した。同社が厚生年金保険の適用事業所となる前に従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が申立期間②に勤務していたとするB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、B社については、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無い上、所在地周辺のD社（現在は、E社）が発行した昭和49年及び53年のF市住宅地図においても、その所在を確認することができない。

さらに、申立人は、B社の事業主の姓は記憶しているが、名前や連絡先を記憶しておらず、また、同僚等の氏名も記憶していないため、これらの者から、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

以上のことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③については、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和53年4月1日であり、同社は、申立期間③においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社が加入していたG健康保険組合が保有する事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における健康保険被保険者資格取得日は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、平成10年11月18日にC社から商号変更したH社の事業主は、当時の給与や社会保険関係の資料を保管していないことから、申立人の在籍期間や厚生年金保険料の控除等については不明であるとしている。

そこで、C社に係る事業所別被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和53年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の元従業員に照会したところ、2名が申立人のことを覚えていたが、申立人の勤務期間については記憶が無く、申立人の申立期間③に係る勤務等について確認ができなかった。

このほか、申立人の申立期間③に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月17日から31年5月14日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、当時の記憶が無く、脱退手当金の受給の有無について分からないので、脱退手当金が支給されたのかどうか、よく調べて教えてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年5月14日の前後の各5年以内に資格喪失した者であって、同社において脱退手当金の受給資格を有する27名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む21名に支給記録が確認できる上、当該支給記録のある複数の従業員は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」との供述をしていることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においては、オンライン記録と一致する脱退手当金の支給対象期間、支給金額及び支給年月日が記録されているとともに、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 20 日から同年 10 月 25 日まで
② 昭和 38 年 12 月 9 日から 46 年 1 月 21 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続や受給をした記憶は無いので、調査の上、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 1 月 21 日の前後の各 3 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する 18 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 10 名に支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給記録のある者のうち連絡の取れた 4 名は、「会社が脱退手当金の請求手続を行ってくれた。」旨供述していることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 4 月 23 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間②の後にもA社に再び勤務しているが、当該勤務期間に係る被保険者記号番号は、同じA社に勤務した期間であるにもかかわらず、申立期間の被保険者記号番号とは別の新たな記号番号となっている。これは、脱退手当金が支給されたために記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 8 月 1 日から 26 年 4 月 1 日まで
A社B支社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に外務職員として勤務していたときの写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社B支社の社名が確認できる写真及び元会計担当従業員の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社同支社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人を記憶する上記元従業員は、「申立人は保険外交員（外務職員）であり、申立期間当時、保険外交員は歩合給で厚生年金保険に加入しておらず、保険料は控除されていなかったと思う。」旨供述しており、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び上記元従業員が、申立人と同じ保険外交員であったとする申立人の上司、同僚及び元従業員は、申立期間において、厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、A社は、既に解散しており、同社の業務及び財産の管理を受託したC社の担当者は、「A社が保有していた保険契約は当社に移転されているが、当社は法人登記上の継承会社ではないため、同社に係る関係書類等は一切無い。」旨回答しており、申立人の勤務実態及び保険外交員に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。